

立川市駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 13 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市駐車場条例の一部を改正する条例

立川市駐車場条例（昭和47年立川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
名称		位置		名称		位置	
……略……		……略……		……略……		……略……	
立川市緑川第六駐車場		立川市曙町3丁目17番34号		立川市緑川第六駐車場		立川市曙町3丁目17番34号	
……略……		……略……		<u>立川市緑川第七駐車場</u>		<u>立川市曙町3丁目22番17号</u>	
……略……		……略……		……略……		……略……	
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）			
施設区分	駐車区分	単位	駐車料金	施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
立川市緑川第五駐車場	一般駐車	1台につき30分以内	120円	立川市緑川第五駐車場	一般駐車	1台につき30分以内	120円
		1台につき30分を超え30分までごと	120円			1台につき30分を超え30分までごと	120円
	<u>全日定期駐車</u>	<u>1台につき1月</u>	<u>15,000円</u>		<u>全日定期駐車</u>	<u>1台につき1月</u>	<u>15,000円</u>
立川市緑川第六駐車場	一般駐車	1台につき30分以内	120円	立川市緑川第六駐車場	一般駐車	1台につき30分以内	120円
		1台につき30分を超え30分までごと	120円			1台につき30分を超え30分までごと	120円
	全日定期駐車	1台につき1月	12,000円		全日定期駐車	1台につき1月	12,000円
<u>立川市緑川第七駐車場</u>	一般駐車	<u>1台につき30分以内</u>	<u>200円</u>	<u>立川市緑川第七駐車場</u>	一般駐車	<u>1台につき30分以内</u>	<u>200円</u>
		<u>1台につき30分を超え30分までごと</u>	<u>200円</u>			<u>1台につき30分を超え30分までごと</u>	<u>200円</u>
	<u>全日定期駐車</u>	<u>1台につき1月</u>	<u>15,000円</u>		<u>全日定期駐車</u>	<u>1台につき1月</u>	<u>15,000円</u>

…略…	……略……	……略……	…略…	…略…	……略……	……略……	…略…
備考				備考			

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。